相続

相続税

相続の 相談実績 500件四

相続の専門家が対応!

7日間開催

9:00~17:00

事前予約制

2022年

4(±) 15(日) 16(月) 17(火) 18(水) 19(木) 20(金)

日時

会場

相談会場

5/14(土)、15日(日)

〒115-0044 東京都北区赤羽南1-13-1

相談会場

2

5/16日(月)~20(金) 鶴見司法書士事務所

〒115-0045 東京都北区赤羽二丁目17番5-201号 コープ野村赤羽スイート

ご予約 ダイヤル 鶴見司法書士事務所 ※事前予約制(お電話でお申込下さい)

**203-6903-8329** 





当事務所の 新型コロナウイルスへの 対策につきまして

当事務所では皆様に少しでも安心してご来所いただけるよう下記に取り組んでいます。

●アクリル板の設置●消毒液を利用した手の殺菌●定期的な換気●マスクを着用した面談 その他ご不安な事に関しましては当事務所までお問い合わせくださいませ。

相続手続きでこんなお悩みありませんか?※相続手続きには期限があります!

### 相続不動産について

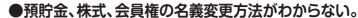
- ●将来的に利用予定のない土地を売却したい。
- ●維持・管理が難しい不動産を保有している。
- ●実家が共有名義で相続人間で話し合いが 進まない。



相続手続きから相続不動産の売却までを -括してサポートします。





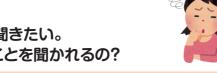


●相続された口座や不動産、自動車などの名義を一括して変更したい。

財産の名義変更をしないで放置しておくと、 後で様々なトラブルが起こります。

### 脱申告について

- ●相続税がどの程度かかるか知りたい。
- ●相続税を節税したい。
- ●生前贈与の注意点を聞きたい。
- ●税務調査ってどんなことを聞かれるの?

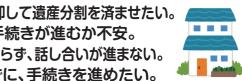


経験豊富な税理士が、相続税申告の方法や 相続税申告の準備のご提案をします。

### 遺産分割について

- ●財産が土地しかなく、売却して遺産分割を済ませたい。
- ●疎遠の相続人がいて手続きが進むか不安。
- ●他の相続人の所在が分からず、話し合いが進まない。
- ●ほかの相続人と会わずに、手続きを進めたい。





# されます!

所有者不明の土地がこれ以上増えないように、2024年以降相続登記が義務化される予定です。

|続から3年以内に登記申請をしなければ、10万円以下の過料が科せられる可能性があります!

### 相続登記を放置していた場合に被るデメリット

元々の相続人が亡くなった場合に、 相続関係が複雑になり、 手続きが面倒になる



相続した不動産が 自分の意志で売却したり、 担保に入れたりできなくなる



相続人の中に借金がある人が いた場合、不動産を差し押さ えられるリスクがある



# ブルにつながる可能性があ

## |続税申告には期限があります!

相続税の申告は、被相続人が亡くなってから10ヶ月以内にしなければなりません。 手続きを放置しているとあっという間に10ヶ月が経ってしまいます。

- ●自分で手続きを行おうと思ったけど、間に合わなかった…
- ●相続税申告に期限があるなんて知らなかった…
- ●手続きに必要な書類が分からなくて進まない…
- ●税務署から「相続税についてのお尋ね」の書類がきて、思い出した…



相続税申告も 放置せずにすぐに 相続の専門家へ 相談を!

### 専門家がお悩みを解決し

### 鶴見司法書士事務所

鶴見 英司

東京司法書士会所属 登録番号5857号 簡裁訴訟代理等関係業務認定会員 認定 第1201083号



### 三森税理士事務所

代表税理士 三森 和明

東京税理士会王子支部 登録番号121028号 宅地建物取引士 埼玉県知事 第041479号



### 株式会社トウリハウジング

代表取締役 山田 正明 宅地建物取引業免許番号 東京都知事(5)第75964号



元不動産営業マンの税理士です。相続専門の大手税理士法人等 を経て赤羽で開業しました。相続税の節税や不動産活用を得意 としており、営業マン時代に培った専門用語をなるべく使わない 説明は、わかりやすいと好評です。

相続税は生前に有効な事前対策を講じることで、数百万円~数千万 円単位で減らせることも珍しくはありません。簡単な相続税の試算を 行いますので、実際の相続が発生する前に是非一度ご相談ください!

相続した不動産は、売却するのか、あるいは賃貸して運用するの か相続された方の状況によって、答えは違います。 私たちは、一人一人の状況に合わせて、ご提案してまいります。

不動産に関して、分からないことがある方、不安に思っているこ とがある方、ご相談承ります。

相談をご希望の方はお電話にて 事前申し込みをお願い致します。

相続・遺言・家族信託などのご相談は早めの対応が必要です。

当事務所では、分りやすく・丁寧に、相談者様のお立場になって

手続きの方針を考えます。ご相談者様にとって最良な方法をご提

案致しますので、その内容を十分にご理解、ご納得いただいた上

相続・遺言・家族信託のことなら北区・赤羽の私たちに安心してお

-6903-

受付時間 平日9:00~18:00 土日祝日も相談可(要予約)

赤羽を中心に 相続・遺言の ご相談なら

でご依頼いただきます。

任せ下さい。

### 鶴見司法書士事務所

〒115-0045 東京都北区赤羽二丁目17番5-201号 コープ野村赤羽スイート Tel:03-6903-8329









赤羽相続相談窓口

https://kitaku-isansozoku.com/

